

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【公表番号】特表2012-531671(P2012-531671A)

【公表日】平成24年12月10日(2012.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-052

【出願番号】特願2012-517716(P2012-517716)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 601C

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月21日(2013.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1以上のプロセッサと、

前記プロセッサによって実行される命令を記憶した記憶媒体であって、前記プロセッサによって該命令が実行されるとき、前記プロセッサに、

或るメーリングリストに属する複数のアドレス宛てられた1つのメッセージをクライアントから受信し、

前記メッセージが所定のテストにパスするかどうかを判定し、

前記所定のテストにパスした前記メッセージに対してモデレーション不要のマークを付け、前記所定のテストにパスしない前記メッセージに対して要モデレーションのマークを付ける、

という動作を実行させる前記命令を記憶した前記記憶媒体と、

を備え、前記メッセージは送信者の識別情報を含み、前記所定のテストは所与の期間中に前記送信者がメッセージを送信した受信者の数に基づく、ことを特徴とするメーリングリストのモデレーションシステム。

【請求項2】

前記メッセージは件名を含み、前記所定のテストは前記件名に内容があるかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記メッセージは件名を含み、前記所定のテストは前記件名に或る指定された用語があるかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記メッセージは件名を含み、前記所定のテストは前記件名にスペルの間違った言葉があるかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記メッセージは本文を含み、前記所定のテストは前記本文に内容があるかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記メッセージは本文を含み、前記所定のテストは前記本文に指定用語があるかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項 7】

前記メッセージは本文を含み、前記所定のテストは前記本文に言葉の繰り返しが多いかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項 8】

前記メッセージは本文を含み、前記所定のテストは前記本文にスペルの間違った言葉があるかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項 9】

前記メッセージは多くのEメールアドレスを含み、前記所定のテストはそのアドレスの数が閾値を超えるかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項 10】

前記メッセージは送信者の識別情報を含み、前記所定のテストは前記送信者が事前に定義されたリストに含まれるかどうかに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項 11】

前記メッセージは全体のサイズを有し、前記所定のテストは前記全体のサイズに基づくものである請求項1に記載のシステム。

【請求項 12】

モデレーションとして、前記要モデレーションのマークを付けたメッセージを再検査キーに入れることを行う請求項1に記載のシステム。

【請求項 13】

モデレーションとして、前記要モデレーションのマークを付けたメッセージを削除することを行う請求項1に記載のシステム。

【請求項 14】

或る組織のためのマーリングリストシステムであって、

1以上のプロセッサと、

前記プロセッサによって実行される命令を記憶した記憶媒体であって、前記プロセッサによって該命令が実行されるとき、前記プロセッサに、

ユーザからマーリングリストへの加入要求を受け付け、前記組織のドメインに属するアドレスと前記マーリングリストの一員として認可される前記組織における地位との内少なくとも一つを有する前記ユーザに応答して、前記加入要求を承認し、

前記地位が前記マーリングリストの一員として認可されるかどうかについての通知を提供し、

前記マーリングリストの複数会員に表示するためのプロフィールを生成する、
という動作を実行させる前記命令を記憶した前記記憶媒体と、
を備え、前記プロフィールは、各会員毎に、該会員が加入している他のマーリングリストを示す、ことを特徴とするマーリングリストシステム。

【請求項 15】

前記記憶媒体は、更に、前記プロセッサに、前記マーリングリストの会員資格規制を行わせるための命令を記憶している、請求項14に記載のシステム。

【請求項 16】

前記記憶媒体は、更に、前記プロセッサに、グループ単位で認可を管理させるための命令を記憶している、請求項14に記載のシステム。

【請求項 17】

マーリングリストのモデレーションのためにコンピュータが実行する方法であって、
或るマーリングリストに属する複数のアドレス宛てられた1つのメッセージをクライアントから受信すること、

前記メッセージが所定のテストにパスするかどうかを判定するために、前記メッセージを検査することと、

前記所定のテストにパスした前記メッセージに対してモデレーション不要のマークを付け、前記所定のテストにパスしない前記メッセージに対して要モデレーションのマークを付けること、

を備え、前記メッセージは送信者の識別情報を含み、前記所定のテストは所与の期間中に前記送信者がメッセージを送信した受信者の数に基づく、ことを特徴とする方法。

【請求項 18】

前記メッセージは件名を含み、前記所定のテストは前記件名に内容があるかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 19】

前記メッセージは件名を含み、前記所定のテストは前記件名に指定用語があるかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 20】

前記メッセージは件名を含み、前記所定のテストは前記件名にスペルの間違った言葉があるかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 21】

前記メッセージは本文を含み、前記所定のテストは前記本文に内容があるかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 22】

前記メッセージは本文を含み、前記所定のテストは前記本文に指定用語があるかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 23】

前記メッセージは本文を含み、前記所定のテストは前記本文に言葉の繰り返しが多いかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 24】

前記メッセージは本文を含み、前記所定のテストは前記本文にスペルの間違った言葉があるかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 25】

前記メッセージは多くの E メールアドレスを含み、前記所定のテストはその E メールアドレスの数が閾値を超えるかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 26】

前記メッセージは送信者の識別情報を含み、前記所定のテストは前記送信者が事前に定義されたリストに含まれるかどうかに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 27】

前記メッセージは全体のサイズを有し、前記所定のテストは前記全体のサイズに基づくものである請求項17に記載の方法。

【請求項 28】

モデレーションとして、前記要モデレーションのマークを付けたメッセージを再検査キーに入れることを行う請求項17に記載の方法。

【請求項 29】

モデレーションとして、前記要モデレーションのマークを付けたメッセージを削除することを行う請求項17に記載の方法。

【請求項 30】

或る組織のためのマーリングリストを提供するためにコンピュータが実行する方法であって、

ユーザからマーリングリストへの加入要求を受け付けるとともに、前記組織のドメインに属するアドレスと前記マーリングリストの一員として認可される前記組織における地位との内少なくとも一つを有する前記ユーザに応答して、前記加入要求を承認することと、

前記地位に前記マーリングリストの一員として認可されるかどうかについての通知を提供することと、

前記マーリングリストの複数会員に表示するためのプロフィールを生成すること、
を備え、前記プロフィールは、各会員毎に、該会員が加入している他のマーリングリストを示す、ことを特徴とする方法。

【請求項 31】

モデレータによる使用のために、前記メーリングリストに関する会員資格規制を行うことを更に備える請求項3_0に記載の方法。

【請求項 3_2】

グループ単位で認可を管理することを更に備える請求項3_0に記載のシステム。